

登録教習機関の登録の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 14 条、第 61 条第 1 項又は第 75 条第 3 項に規定する「都道府県労働局長が登録した者」として登録したので、労働安全衛生法第 112 条の 2 第 2 項第 1 号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関名	日本労働者安全衛生推進教育会	一般財団法人
登録教習機関の住所	三重県津市栗真町屋町 1220-2	
代表者職氏名	代表理事 黒崎 龍一	
技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	日本労働者安全衛生推進教育会	一般財団法人
	三重県津市栗真町屋町 1220-2	
登録した技能講習	玉掛け技能講習	
登録年月日	令和 8 年 4 月 9 日	
登録の有効期間の満了日	令和 13 年 4 月 8 日（登録日から 5 年の日）	
登録番号	第 20-21 号	

令和 8 年 4 月 9 日

三重労働局長

